平成25年1月4日 第2451号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■目次■

告 示

- ○建築基準法による道路位置の指定(1・山本地域振興局建設部) …… 1
- ○建設業の許可の取消し(2・秋田地域振興局総務企画部)・・・・・・・・・・・1

告示

秋田県告示第1号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則 (昭和25年建設省令第40号) 第10条の規定に基づき、公告する。

平成25年1月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
山本郡三種町浜田字村上493 番地 株式会社桧森建築 代表取締役 檜森 三喜男	能代市字坊ヶ崎87番2	32.58メートル	6.00メートル	平成24年12月20日

秋田県告示第2号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月4日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
 - 平成24年12月20日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社太平工務所

秋田市南通築地16番11号

代表取締役 藤 井 進

秋田県知事許可(般-22)第1615号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取消し

4 処分の原因となった事実

平成24年12月18日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078(総務部広報広聴課)